

基安発 0517 第 4 号

平成 23 年 5 月 17 日

福島県知事 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

福島第一原子力発電所から 20 キロメートル圏内における作業に係る措置について

労働安全衛生行政の運営につきましては、平素から格段のご理解、ご協力をいただきお礼申し上げます。

さて、標記につきましては、福島第一原子力発電所から半径 20km 圏内に設定された警戒区域への一時立ち入りについて、別添 1 のとおり、「警戒区域への一時立入許可基準」（平成 23 年 4 月 23 日付け原子力災害本部長名文書）が示されているところですが、今般、同法第 63 条第 1 項の規定により、立ち入りが認められている災害応急対策に従事する者の放射線による健康障害を防止するため、別添 2 のとおり、平成 23 年 5 月 17 日付け基安発 0517 第 3 号を都道府県労働局長あて発出したところです。

つきましては、同通知に示す措置について、貴管内の自治体に対し周知を図られたくお願いいたします。